

学校における新型コロナウイルス感染症対応
学校給食関係マニュアル
(第四版)

令和4年12月
北九州市教育委員会

目 次

ー はじめに ー	1
1 学校給食における衛生管理	3
2 給食時の感染拡大防止のための取組み	
(1) 給食準備での取組み	
ア 給食当番・教職員の健康管理の徹底	4
イ マスク着用の徹底	4
ウ 手洗いの徹底	5
エ 給食用白衣・エプロンの取り扱い	5
(2) 配食時での取組み	
ア 配食時の児童生徒への指導	5
イ 配食時の留意点・工夫	5
(3) 喫食時での取組み	
ア 配席の工夫	6
イ 喫食時の児童生徒への指導	6
ウ 喫食時の留意点・工夫	7
(4) 後片付けでの取組み	
ア 喫食終了後の食器、ゴミの取り扱い	7
イ 牛乳パックの取り扱い	7
ウ 教室から給食室への返却時の留意点・工夫	8
3 学校の実情に応じた取組み	
(1) 配膳室での密を避ける	9
(2) 喫食中の密を避ける	9
(3) 児童生徒への注意喚起	9
(4) 給食委員会の活動について	9
(5) 給食時間中の児童生徒の活動について	9
【資料】	11

－ はじめに －

新型コロナウイルス感染症は、現在のところ、「飛沫感染」と「接触感染」が考えられており、「空気感染」は否定的です。ウイルスは水分を含んだ粒子に包まれてヒトとヒトの間を移動します。この粒子がくしゃみや咳などのしぶきの大きさの場合を「飛沫感染」、しぶきが乾燥して小さくなって空気中に漂うくらいの大きさになっても感染力をもつものを「空気感染」と言います。「接触感染」は感染者から排出された体液に触れ、それを口にすることで体内に侵入するものです。

誰もがウイルスを保有している可能性があり、学校内への侵入をゼロにすることは科学的に不可能です。そこで感染症に関係する文部科学省が出しているガイドライン等を参考に、給食時間では以下の点に留意することが重要です。

● 知らないうちに持ち込まれたウイルスが校内で増幅しない工夫

給食時間での活動では、具体的に下記のようなことを行います。

- ・ 児童生徒（特に給食当番）、教職員の健康管理の徹底
- ・ 学校給食日常点検票（給食当番衛生管理チェックリスト）の確認
- ・ 3つの密を避けるように指導
- ・ 手洗いの徹底
- ・ マスクの着用（給食当番以外の児童生徒も含む）
- ・ 換気
- ・ 配席の工夫
- ・ 配食、配膳に介する人を最低限にする
- ・ 給食時間中は、大声での会話を控える

ウイルスから身を守るためには、3つの「密」が重ならないように工夫する必要があります。また、3つの「密」が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすることが望ましいとされています。

- 1 換気の悪い密閉空間（空気の入れ替えのできない場所、窓のない場所）
- 2 多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所）
- 3 間近で会話や発声する密接場面（人と人との間が近い場面）

学校給食を実施するにあたっては、文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」に則り、調理過程や配膳等に関して衛生管理を徹底しており、安全・安心な給食の提供を行っています。

給食時間においても、新型コロナウイルス感染症の感染予防とその拡大防止のためには、これまでも行っていた給食当番の健康確認や手洗いを再度徹底することが重要です。

本マニュアルでは、3つの密が重ならないようにする工夫や、学校の実情に応じて行っていただきたい取組みを示しています。

子どもたちが、栄養バランスのとれたおいしい給食を安心して食べることができるよう、各学校においては本マニュアルの活用を図っていただくようお願いします。

なお、本マニュアルの作成にあたって参考とした資料は以下のとおりです。

- 文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00008.html
- 文部科学省 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou02-000004520_2.pdf
- 文部科学省 学校再開に関する Q&A
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00003.html
- 文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
https://www.mext.go.jp/content/20220404-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- 文部科学省 特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について
https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

1 学校給食における衛生管理

学校給食は、調理室での調理、配膳室での受取り（中学校の場合は小学校からの配送を含む）、教室での配食を経て子どもたちや教職員の口に入ります。

それぞれの過程においては、文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」や本市が定めている「学校給食調理の手引き（北九州市学校給食衛生管理基準）」に基づき、衛生管理を徹底しています。

文部科学省が示している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（下記参照）」においても、改めて「学校給食衛生管理基準」の徹底が求められていることから、学校再開後も引き続き、調理・配膳時の衛生管理を徹底することが重要です。

内容	関係者	場所	衛生管理
調理	給食調理従事者	調理室	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食衛生管理基準 学校給食調理の手引き 学校給食日常点検票
配膳	給食調理従事者 配膳員（中学校） 給食介助員（特支学校） 児童生徒（給食当番）	配膳室 ランチルーム	
配食 喫食	児童生徒 教職員	教室 ランチルーム	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食日常点検票



健康管理を含めた衛生管理の徹底、手洗いの徹底、3つの密を避けるための取組みが必要

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（抜粋）】

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、**衛生的な服装**をしているか、**手指は確実に洗浄**したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員が**食事の前後の手洗いを徹底**してください。会食にあたっては、**飛沫を飛ばさないよう**、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。

2 給食時の感染拡大防止のための取組み

(1) 給食準備での取組み

ア 給食当番・教職員の健康管理の徹底

学校給食日常点検票（下記参照）における点検項目に加え、下記のような症状がある場合、給食当番を代えること。また、教職員が配膳室の立ち会いを行う場合も同様に健康確認を行うこと。

- 発熱
- 息苦しさがある、体がだるい
- のどの痛みがある
- 咳がでる
- 痰がからむ、痰が出る
- 鼻水がでる、鼻づまりがある
- 嗅覚、味覚の異常がないか
- 下痢、嘔吐
- 頭痛

※登校後に症状が出ることもあるので、上記のような症状が見られる場合は、給食当番を代えること。

【学校給食日常点検票】

学校給食日常点検票 (検食・給食当番衛生管理チェックリスト)		
*評価については、該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」を評価欄に記入すること。		
点検項目	評価	点 検 内 容
検 食		検食は、児童生徒の摂食30分前に実施している。
		加熱調理や冷却は、適切に行っている。
		異味、異臭、異物等の異常はない。
		検食結果については、時間等も含め記録した。
*学校長が学級に下記の内容について注意を喚起し、異常の報告を受けなかった。		
点検項目	評価	点 検 内 容
給食当番		下痢をしている者はいない。
		発熱、のどの痛み、咳、息苦しさ、鼻水・痰などの風邪症状、倦怠感、嗅覚・味覚異常、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
		衛生的な服装をしている。
		手指は確実に洗浄した。

イ マスク着用の徹底

飛沫による感染を防ぐため、児童生徒に自宅からマスクを持参させ、必ず着用させること。なお、持参を忘れた場合、ハンカチマスクなど簡易なマスクや学校予備のマスクを着用させること。

また、教職員が配膳する際（配膳室での立ち会いを含む。）や特別支援学校で

の介助時もマスクの着用を徹底すること。

ウ 手洗いの徹底

- ・給食当番はもとより、全ての児童生徒及び教職員が給食前後の手洗いを徹底すること。また、正しい方法で手洗いができるよう、適宜、児童生徒に対して教職員が指導すること。【別添1—手洗いのチラシ】

エ 給食用白衣・エプロンの取り扱い

- ・給食当番が給食用白衣・エプロンを取りに行くとき・戻すときは、例えば、奇数番号の人から取りに行く等の工夫をして、混雑を避けること。
- ・給食当番が給食用白衣・エプロンを着脱するときは、例えば、更衣の場所を離す等の工夫をして、混雑を避けること。
- ・配食を行う教職員も、エプロンを着用すること。

(2) 配食時での取組み

ア 配食時の児童生徒への指導

- ・手洗い後は、マスクや顔、壁や手すりなどを触らないこと。触った場合は、必ず手洗いさせること。
- ・給食当番以外の児童生徒は、配食を行わないこと。
- ・給食当番以外の児童生徒は、配食中はマスクを着用の上、大声での会話を控え座って待つこと。
- ・給食当番は、配食中に私語をしないこと。
- ・筆記用具等の給食に関係ないものを机に出したり、触ったりしないこと。
- ・配食完了後、「いただきます。」の発声後マスクを外し、食事をする事。

イ 配食時の留意点・工夫

- ・配食、配膳に介する人を最低限にし、感染リスクを下げるために、配食や配膳する際の給食当番の人員を必要最低限にすること。
- ・配食の際は、複数人で同じ配食器具（お玉など）の使い回しをしないこと。例えば、お椀のおかずはAさんが担当、お皿のおかずはBさんが担当とし、1つの配食器具を1人の人しか触らないようにすること。
- ・配食時、食器の内側や配食器具（お玉など）の食材が直接接触れる部分は手で触らないようにすること。
- ・混雑を避けるために、余りがでないようにつぎ分けたり、廊下等のスペースを配膳作業に活用したりする等の工夫をすること。

【配食の例】※学校の状況に応じて、工夫する。

（例1）つぎ分けたお椀やお皿を給食当番がお盆で席まで運び、お盆から各自で自分の分を取る。

(例2) つぎ分けたお椀やお皿を配膳台に並べ、自分の分を順番に取りに来る。その場合、座席の列毎に順番を決めるなどすることで、混雑が避けられる。

(例3) 個包装になったもの(牛乳、主食、デザート等)は、給食当番が配食する。

●小学校低学年の例

- おかずは教職員が配食を行い、つぎ分けたお椀やお皿を児童の席に教職員が持っていく。(可能ならば、担任以外の教職員が配食の補助に入る。)給食活動に慣れてきたら、給食当番の児童が配食を行う。

●小学校中学年の例

- 配食しにくいおかずは教職員が配食を行い、配食しやすいおかずは給食当番の児童が配食を行う。つぎ分けたお椀やお皿を給食当番がお盆で席まで運び、お盆から各自で自分の分を取る。

●小学校高学年・中学校の例

- お椀やお皿のおかずは、給食当番の児童生徒が配食を行い、つぎ分けたお椀やお皿を給食当番がお盆で席まで運び、お盆から各自で自分の分を取る。

(3) 喫食時での取組み

ア 配席の工夫

- 飛沫感染を防ぐため、向かい合わずに、**講義形式のスタイルで全員が前を向いて喫食すること。**
- 担任は給食指導を行うために、児童生徒と向かい合わせの配席となることが考えられるが、その場合は可能な限り距離を確保したり、真向かいの対面にならないようにしたりすること。
- 特別支援学校において、むせやせき込みのある児童生徒等が他の児童生徒等と対面にならないよう配席すること。

※座席については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」においても、人との間隔は、できるだけ2メートル(最低1メートル)空けることを推奨しています。

- 特別支援学校において、配膳後すぐに食べない食事にはラップ等をかけておく。

イ 喫食時の児童生徒への指導

- 喫食中にマスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで家庭から持参した清潔なビニールや布等におくなどして清潔に保つこと。
- 喫食中(マスクをはずしている時)は、大声での会話を控える。

- ・喫食中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・食べ終わったら、すみやかにマスクを着用すること。
- ・児童生徒間で、配膳された給食をあげたり、もらったりしないこと。ごはんやおかずの調整を行う場合は、教職員が行うこと。

ウ 喫食時の留意点・工夫

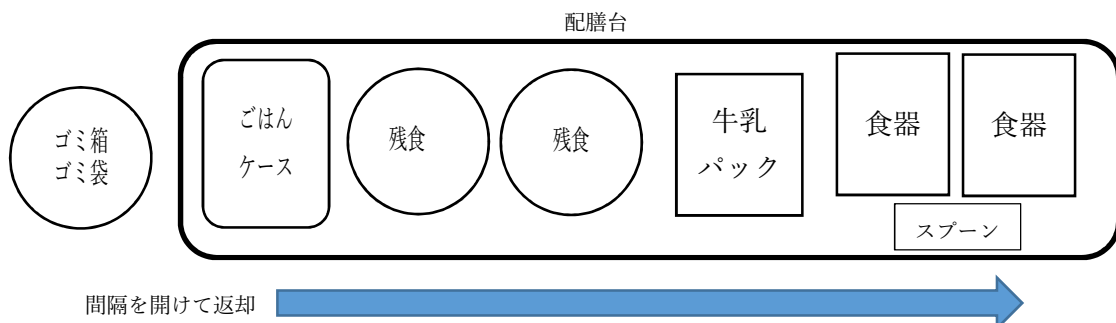
- ・給食時間中は喫食中も含めて、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて換気を行うこと。
- ・特別支援学校において給食介助を行う際は、子どもの安全を優先し、子どもの実態に応じた対応を行うこと。
- ・食事や歯磨きの介助は可能な限り側面から行うこと。
- ・給食の介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
- ・給食介助者は、マスクに加えフェイスシールド等により、口、鼻、目を覆うこと。

(4) 後片付けでの取組み

ア 喫食終了後の食器、ゴミの取り扱い

- ・喫食終了後の食器を片付けるときは、各自で自分の分だけを所定の場所へ返却する。
- ・食べ残しは、おかず・牛乳・主食を全部まとめて、おかずが入っていた食缶等に返却する。または、献立ごとに分別して返却する。
※令和3年4月より、献立ごとに分別して返却することとする。
- ・教室内で食器やゴミを片付ける際は、動線が交差しないように返却を一方通行にする等して、混雑を避けること。

【教室での返却例】※学校の状況に応じて、工夫する。



イ 牛乳パックの取り扱い

- ・牛乳パックのリサイクルは当面の間、中止とする。

※実施再開時期については、状況を見てお知らせします。

- 牛乳パックを捨てるにあたっては、牛乳パックを各自でたたんで、自分の牛乳パックのみを牛乳ケースに戻すこと。飲み残しの飛沫防止のため、牛乳パックを戻すときに、ビニール袋等を利用するとよい。（1つの牛乳パックに複数枚をたたんで入れることはしない）

ウ 教室から給食室への返却時の留意点・工夫

- 返却時に、食べ残しや牛乳の飲み残し等を廊下や教室に落とさないように、お盆等を利用して返却すること。
- 返却時の混雑を緩和するため、給食時間内に食べきれなかった児童生徒については、給食時間外に残しての給食指導を行わず、クラス全員分まとめて給食当番が返却すること。また、返却する際の給食当番の人員は最低限にすること。
- 小学校の給食室にリフト（エレベーターを含む）があり、各階に配膳室がある場合は、食器と食缶は各階の配膳室に返却する等の工夫をし、混雑を避けること。
- 返却終了後、給食当番と教職員は、手洗いを行うこと。

3 学校の実情に応じた取組み

学校規模や施設の状況によってできることが変わってくると思われるが、可能な限り取り組むことで、より感染リスクを下げるができると思われる取組みを記載している。

(1) 配膳室での密を避ける

- 配膳室での食缶等の受け取りや、返却時間を学年やクラス単位ですらすこと等で混雑を避ける工夫をする。
- その際には、前後の間隔が狭くならないように、床に目印となるビニールテープを貼る等の工夫をする。
- 給食運搬時、返却時に、配膳室内で混雑を避けるために、給食当番の並び方を決めたり、動線が重ならないように返却位置を変更したりする。

(2) 喫食中の密を避ける

ランチルームや空き教室等を活用し、ひとつの部屋で喫食する人数を減らすなど、密集しないように工夫する。

(3) 児童生徒への注意喚起

- 給食時間中の校内放送で、新型コロナウイルスの感染予防、特に給食時間中に気を付ける内容を周知する。
- 給食時間の前に「きたきゅう手あらいうた」（1分間の曲）を放送し、手洗いを励行する。

「きたきゅう手あらいうた」DVD貸し出し

○保健所東部生活衛生課 電話 093-583-2048

○保健所西部生活衛生課 電話 093-642-1818

- 手洗い場付近や教室に手洗いを啓発するチラシ等を掲示し、手洗いへの意識向上を図る。【別添1-手洗いのチラシ】

(4) 給食委員会の活動について

学校の状況によっては、給食室や配膳室の3つの密を避けるために、給食委員会等の委員会活動が大きな役割を果たしている場合もあると考えられる。給食室や配膳室等で委員会活動を行う場合は、学校の実情に応じた活動を行う。

(5) 給食時間中の児童生徒の活動について

学校の状況によっては、給食時間に小学校1年生の教室に6年生の児童が給食活動の補助に行くこともあるが、その場合は3つの密が重ならないように留意する。

【メモ】

【資料】

感染症対策へのご協力をおねがいします

！ 手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索

